

Title	物価調節の一方策
Sub Title	
Author	高城, 仙次郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1918
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.12, No.11 (1918. 11) ,p.1602(116)- 1607(121)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19181101-0116">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19181101-0116</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 物價調節の一方策

高城仙次郎

物價調節には特種貨物の市價の暴騰暴落を防遏することを目的とするものと物價平準即ち一般物價の變動を阻止するを主眼とするものがある。此一般物價の騰落を防ぐ方法としては數年前米國エール大學のフィッシャー教授の案出したる調節策が最も有名である。フ氏案の骨子は正貨の自由鑄造を廢止し、物價指數の示す所に準據して正貨と地金との引換率を頻繁に——例へば年四回——更改し、之に依りて物價平準の急激なる騰落を緩和するに存する。此フ氏案は理論的には殆んど完全なる物價調節策であつて歐米經濟學者中賛意を表したる者少くなかつた

が、實行が困難であるが故に米國に於てすら採用せらるゝに至らなかつた。

然るに、又もや近着の米國經濟學會の機關雜誌『米國經濟評論』(The American Economic Review)一九一八年九月號には南ダコタ州ハンター在住のデイ・シェー・チネス(D. J. Tines)と云ふ人がフ氏案とは稍々異なりたる物價調節案を發表して居る。チネス氏が何人なるかは余の未だ詳かになし能はざる所であるが、米國經濟學界の最高權威たる『米國經濟評論』の編輯委員が其論文を收録せし所を觀れば、チ氏は相當の學識と地位とを有する人であると推定し得ると思ふ。殊に氏の提案は若し實施するとせば、或はフィッシャー教授案以上に一般物價の安定を保ち得るかとかとも思はれざるに非ざれば、左に其方策の大要を紹介するに定めた。

### 一

チネス氏の案は國內に於て流通する金貨を全部回収し、通貨は紙幣並に補助貨のみとなし、此紙幣及び補助貨は金の地金を以て引換へやうと云ふのである。而して此引換率は物價の騰落に準じて毎日一度宛變更する。例へば、十圓の通貨に對しては十一月一日に純金二匁交附することに定め、若し物價平準が一日の終りに百分の一丈け騰貴せば、二日には二匁〇二厘を交附し、又之に反して百分の一丈け低落したとせば一匁九分八厘を渡すことにする。

然らば、日々一般物價に生ずる變動は如何にして發見するかと云ふに、是れには物價指數を用ゆるのである。然し在來の物價指數は不完全であるから、チネス氏は上叙の目的の爲めに特種の指數の作製を提唱して居る。此指數をば氏は市場測定表 (market sage schedule) と呼んで居るが、其作製の大要は左の如くである。

先づ第一に國內に於ける各貨物の一ヶ年間の取引高を調査し、同時に總ての貨物の取引高の總計を計算する。次に、此商取引總額の二百分の一以上に相當する取引高を有する貨物のみを選択する。此等の重要貨物の中には取引高の頗る多きものもあるが故に、選擇せらるゝ貨物の數は百以下であらう。偕て、此數十の重要貨物の各種に就き左の事項を調査又は決定せねばならぬ。

- A 一ヶ年間の取引高
- B 商取引總額に對するAの百分率
- 市場測定表に載する各貨物の品等
- 同表に載する各貨物の市價を取りたる地方の名
- C 一圓に相當する丈の各貨物の分量(百分の十に對する顯はす)
- D 各貨物の市價(百分に對する卸相場)

E Cに示したる分量の代價

(此代價は一圓なる可し。如何となればEはCにDを乗じたるものなればなり)。

X EにBを乗ず。換言すれば、一圓に相當する丈の各貨物の分量に商取引總額に對する各貨物取引高の比例を乗ず。斯く

今假りに以上略叙せるチャネス氏の方案に基き假定の計數を用ひて十一月一日に對する市場測定表を試作せば、左の如き結果を得るであらう。

十一月一日朝の市場測定表

A	B	C	D	E	X
取引高單位 百萬圓	商取引總額に 對する割合	貨物の種類 品等及市場 分量(單位百斤)	市價 (百斤に付)	貨物指數	市場測定數
一〇〇〇	〇・一〇〇	米 肥後米(大阪)	〇・一〇〇	一	〇・一〇〇
二〇〇	〇・二〇〇	砂糖 粗目(神戸)	〇・五〇〇	一	〇・二〇〇
三〇〇	〇・三〇〇	鋼鐵 薄板(東京)	〇・五〇〇	一	〇・三〇〇
二〇〇	〇・二〇〇	生絲 太一番(横濱)	〇・〇〇一	一	〇・二〇〇
八、〇〇〇	〇・八三〇	其他	.....	.....	〇・八三〇
合計 一〇、〇〇〇	一・〇〇〇				一・〇〇〇

斯くの如く、十一月一日朝には市場測定數は 格が變動するに違ひない。假りに米が百斤に付一・〇〇〇であるが、其日の中に諸種貨物の價 十圓なりしに九圓五十錢に低落し、生絲が百斤

千圓より千百圓に騰貴したとせよ。さすれば、前表中のD E Xは左の如く變更さる可きである。

十一月一日夜

B	D	E	X
貨物	市價 (百斤に付)	貨物指數	市場測定數
米	九・五〇	〇・九五	〇・〇九五
砂糖	二・〇〇	一・〇〇	〇・二〇
鋼鐵	二・〇〇	一・〇〇	〇・三〇
生絲	一・〇〇	一・一〇	〇・〇二二
其他	.....	.....	〇・八三〇
合計	.....	.....	〇・九九七

十一月二日朝の市場測定表

右表に示すが如く、十一月一日の夜には市場測定數が〇・九九七に下つて居るとせば、翌日には此割合を以て通貨に對する金地金の引換を行ふのである。即ち十圓の紙幣又は補助貨に對して純金二匁を交附せずして一匁九分九厘四絲を渡すのである。而して十一月二日の朝の市場測定表は前夜の市價を標準として左の如く作製する。

A	B	C	D	E	X
取引高單位 百萬圓	商取引總額に 對する割合	貨物の種類 品等及市場 分量(單位百斤)	市價 (百斤に付)	貨物指數	市場測定數
一〇〇〇	〇・一〇〇	米 肥後米(大阪)	〇・一〇五〇	一	〇・一〇〇
二〇〇	〇・二〇〇	砂糖 粗目(神戸)	〇・五〇〇	一	〇・二〇〇
三〇〇	〇・三〇〇	鋼鐵 薄板(東京)	〇・五〇〇	一	〇・三〇〇
二〇〇	〇・二〇〇	生絲 太一番(横濱)	〇・〇〇九	一	〇・二〇〇
八、〇〇〇	〇・八三〇	其他	.....	.....	〇・八三〇
合計 一〇、〇〇〇	一・〇〇〇				一・〇〇〇

十一月二日朝の市場測定數は右表に示すが如く一であるが、其日の中に數種貨物の市價が變動す可きに由り、同日の夜には測定數が或る端數を顯はすに至るであらう。多分其數は一・〇〇二又は一・〇〇三と云ふが如きものになるであらうと思はれる。假りに一・〇〇二となりたりとせば、十一月三日には地金引換率は十圓に付二匁〇〇四絲に變更せらるゝのである。

斯くの如く、毎日一回宛測定數を計算し、之を標準として金地金引換率を更改するのであるが、若し此手段を採れば、一旦騰貴せる一般物價は直ちに以前の率に復し、又一旦下落せし物價平準は直ちに従前の標準に歸復すると云ふのが本案提唱者たるチィネス氏の主張である。尙ほ氏は市場測定表に編入する貨物の種類は一年一回改正するを可とする旨附言して居る。

三

米に就きて説きたる所は他の貨物にも適用し得る。要するに、金貨國に於ては一般物價の騰貴は金の下落を意味し、一般物價の低落は金の騰貴を意味する。従つて物價平準騰貴せる際に金の引換率を適當に引上げ、反對の場合には之を引下げなば、物價は舊に復するの傾向を有す可きは自明の理であると云はざるを得ない。

四

上述の如く、チィネス案は若し實施し得るとせば有效なるも、之を實行するは困難であらうと思はれる。同案は通貨の無制限引換を前提とするものなるが、之を實施するには莫大の金引換準備を用意せねばならぬ。是れが本案の一大缺點である。次に、毎日市場測定表を改訂するの手續以外に、此表の示す指數に依りて地金引換率を日々變改するは却つて商人に不安の念を與ふるの結果を呈しはしまいか。此外尙ほ測定

以上はチィネス氏案の大要の解説であるが、此物價調節策は若し實施すれば物價の安定を維持するであらうと思はれる。蓋し、我國に於ては純金二分を以て一圓と稱するのであるから、米が一石四十圓に賣買せらるゝと云ふことは米一石が純金八匁と交換せらるゝと云ふことと同じである。従つて一石四十四圓に騰貴するは純金八匁八分と交換せらるゝと云ふことに外ならない。換言すれば純金の價値が米に對して一割低落したのである。故に若し米が一般的原因、例へば通貨の膨脹の爲めに四十四圓に騰貴せる際に、政府が一圓紙幣四枚に對して純金八匁八分を交附せば、米價は四十圓に低落するであらう。何故なれば、四十圓の通貨即ち十圓紙幣四枚に對して交附せらるゝ純金八匁八分は純金の下落せざる前の八匁と同一の價値を有するからである。

表作製法に就き二三の缺點もあるが、詳細の批評は紙面の都合もあれば他の機會迄留保して、茲には單にチィネス案の紹介を試みるに止めて置く。

商法判決批評

西本辰之助

一 貨物引換證の法定要件

貨物引換證に玄米二百二十八俵又は野州玄米二百二十八俵と記載せるのみにして運送米の重量又は容積並に荷造の記號の記載を缺くときは商法第三百三十三條第二項所定の事項を完備せざる無効の證券なりとす(大正七年四月東京控訴院第一民事部判決法律新聞第一四二〇號所載)

此判決によれば玄米を俵數を以て表示するは容積の表示にあらずと爲すものゝ如し然らば其理由は那邊に存するや吾人の推測する所にては或は重量又は容積は度量衡法によりて認められ